

○国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。</p> <p>二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。</p> <p>三 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。</p> <p>四 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。</p> <p>五 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。</p> <p>六 前三号に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。</p> <p>七 <u>第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ</u>（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）<u>第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。</u>）に関する演</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 （同上）</p>

習その他の訓練を行うこと。

八 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号及び第六号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。

九 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。

十 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十一 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。

十二 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)の規定(罰則を含む。)は、第十四条第一項第十号並びに同条第二項第三号(通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。)、第四号(通信・放送開発法

七 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。

八 (同上)

九 (同上)

十 (同上)

十一 (同上)

十二 (同上)

2 (略)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)の規定(罰則を含む。)は、第十四条第一項第九号並びに同条第二項第三号(通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。)、第四号(通信・放送開発法

第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。

附則

第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第二十三条 削除

附則

(業務の特例)

第九条 (略)

2 機構は、第十四条に規定する業務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、通信・放送開発法附則第五条第一項に規定する業務を行う。

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。)」の一部」と、第十六条第二号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務」と、第十七条第一項、第二十二條第一項第七号及び第二十六條第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条並びに附則第九条第一項及び第二項」と、第十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十九條中「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」並びに附則第九条第一項」と、第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる

(業務の特例)

第九条 (略)

2 機構は、第十四条に規定する業務のほか、当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条に規定する業務を行う。

3 前二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十五条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。))第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。)」の一部」と、第十六条第二号並びに第二十二條第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十七条第一項、第二十二條第一項第七号及び第二十六條第一号中「第十四条」とあるのは「第十四条並びに附則第九条第一項及び第二項」と、第十八條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務及び附則第九条第二項に規定する業務(電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)」と、第十九條中「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」とあるのは「障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。」並びに附則第九条第一項」とす

業務に限り、これに附帯する業務を含む。」とする。

る。

○特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔実施指針等の特例〕</p> <p>第四条 平成三十四年三月三十一日までの間における第二条第二項、 第三条第一項、第四条第一項及び第二項各号並びに第五条第三項の 規定の適用については、第二条第二項中「及び地域通信・放送開発 事業」とあるのは、「地域通信・放送開発事業、新技術開発施設供 用事業（附則第五条第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事 業をいう。以下第五条までにおいて同じ。）及び地域特定電気通信 設備供用事業（同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事 業をいう。以下同条までにおいて同じ。）」と、第三条第一項中「 及び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通信・放送開発 事業、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業 」と、第四条第一項及び第二項各号並びに第五条第三項中「通信・ 放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設 供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。 （機構による特定通信・放送開発事業の推進等の特例）</p> <p>第五条 機構は、第六条第一項に規定する業務のほか、平成三十四年 三月三十一日までの間、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業又は認定計画に係る地</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金を調達するため
に発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第
一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る
債務の保証を行うこと。

二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業の
実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2| 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

一 新技術開発施設供用事業 インターネット・オブ・シングスの
実現（インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれ
らの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の
円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をい
う。）に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証
のための設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む
。）を他人の利用に供する事業をいう。

二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的記録（電子的方式、磁
気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式
で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）として記録することが可能な情報を大量に記
録し、並びに当該情報を高速度で送信し、及び受信することが可
能な電気通信回線に接続される電気通信設備として総務省令で定
める電気通信設備のうち専ら当該電気通信設備の設置を目的とす

る施設に設置するもの（以下この号において「特定電気通信設備」という。）を他人の利用に供する事業であつて、特定電気通信設備の特定の地域への集中を緩和することにより当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。

3

第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第六条第二項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新技術開発施設供用事業（附則第五条第二項第一号に規定する新技術開発施設供用事業をいう。第八条において同じ。）若しくは地域特定電気通信設備供用事業（同項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業をいう。同条において同じ。）」と、「前項第三号」とあるのは「前項第三号又は附則第五条第一項第二号」と、第七条第三項中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第五条第一項第一号」と、「同項」とあるのは「第六条第一項及び附則第五条第一項」と、第八条中「通信・放送新規事業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備供用事業」とする。

改 正 案	現 行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 三十三 （略）</p> <p>三十四 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>三十五 三十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 三十三 （略）</p> <p>三十四 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>三十五 三十九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（固定資産税の非課税の範囲）</p> <p>第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。</p> <p>2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に</p>

課することができる。

一〇三十八 (略)

三十九 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四〇四十三 (略)

三〇一〇 (略)

課することができる。

一〇三十八 (略)

三十九 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四〇四十三 (略)

三〇一〇 (略)

改 正 案		現 行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	
文書名 （中略）	作成者 （中略）	文書名 （中略）	作成者 （中略）
国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第八号まで（業務の範囲）の業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務に関する文書	国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書	国立研究開発法人情報通信研究機構
（後略）	（後略）	（後略）	（後略）